

資格取得のために科目等履修生を希望される方へ(手引き)

～ 目 次 ～

《教員免許状取得目的の方へ(手引き)》

I	教員免許状取得までの流れ	1
II	取得希望教科及び学校種を確認するには	
	1. 教員免許状の種類及び教科(中学校一種, 高等学校一種, 養護教諭一種)	2
III	本学(学群)の科目を選択するには	
	1. 「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」が不足している場合	3
	2. 「教科に関する専門的事項」が不足している場合	3
	3. 「大学が独自に設定する科目」が不足している場合	6
	4. 「その他の科目」が不足している場合	6
IV	介護等体験に行くためには	
	1. 介護等体験って?	7
	2. 介護等体験にはいくらかかる?	7
	3. 事前指導にあたる科目を履修する	7
	4. 介護等体験に申し込む	7
V	教育実習に行くためには	
	1. 教育実習までの概略	8
	2. 教育実習にはいくらかかる?	8
VI	教職実践演習を受講するためには	8

《各種資格取得目的の方へ》

VII	各種資格取得までの流れ(学芸員, 社会教育主事, 司書, 司書教諭)	9
VIII	不足単位数を確認するには	10

I 教員免許状取得までの流れ

- 【注意】1. 「介護等体験」、「教育実習」及び「教職実践演習」については、本学学群の卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者、本学大学院中退者が対象です。それ以外の方は行うこと（受講すること）ができませんのでご注意ください。詳しくは、本手引き7ページ及び8ページを必ず確認してください。
2. 小学校課程については、「本学の人間学群開設小学校課程の履修済科目を有する本学学群の卒業生が対象」となります。これ以外の者は受講できませんので、ご注意ください。

取得目的の免許状の種類及び教科を決定する。

→本手引き2ページ参照

免許状の種類（中学校、高校など）及び教科（国語、数学など）を決定してください。



申請予定の都道府県教育委員会に教員免許状取得のための適用免許法及び免許法における区分の不足単位数を確認する。

教育職員免許法改正に伴い2019年度より免許状の取得要件が変わりますので、必ずご自身で申請予定の各教育委員会にご確認ください。

※すでに教員免許状を取得している方が、他の種類又は教科の免許状を新たに申請する場合、既取得免許状によって取得単位数が異なる場合があります。



本学での履修申請科目を決定する。

→本手引き3～6ページ参照

『開設授業科目一覧（科目等履修生用）』及び『教員免許状等資格取得関係』をご覧になり、履修申請する科目を決定してください。

本学における教職に関する科目は、法改正後（以下、「新法」）の科目のみとなります。（改正前の科目開設は無し）



科目を申請する。

→筑波大学科目等履修生出願要領参照

出願期間内に必要書類を揃えて科目を申請し、合格通知が届いたら入学手続きを行ってください。



単位を修得し、教育委員会に申請する。

免許法における規定単位数を満たした後、ご自身で都道府県教育委員会に申請してください。申請に必要な書類等は各都道府県によって異なるので、教育委員会に事前に問い合わせをしてから手続きを始めてください。本学科目等履修生に関する「学力に関する証明書」は、科目等履修生時所属の学群・学類対応の支援室で発行します。

教員免許状の交付は、申請から約1ヶ月かかります。

教員免許状、介護等体験及び教職科目に関するお問合せ
筑波大学教育推進部社会連携課教職教育担当（本部棟2階）
電話：029-853-2209、2210

II 取得希望教科及び学校種を確認するには

1. 教員免許状の種類及び教科（中学校一種、高等学校一種、養護教諭一種）

- ・ 対応学群・学類は、本学において該当教科及び学校種の免許状が取得可能な教育組織を表しています。
- ・ 学群・学類によっては、科目に受講制限を設けている場合もあるため、科目等履修生として下記全ての教科及び学校種の教員免許状が取得可能とは限りませんので、ご注意ください。
- ・ 養護教諭には「教科」はありません。
- ・ 小学校教諭一種及び特別支援学校教諭一種（平成18年度以前入学者の盲・聾・養護学校教諭一種に相当）の教員免許状の取得方法については、社会連携課教職教育担当までお問い合わせください。

学校種 教科	学校種			対応学群・学類
	中学校 (一種)	高等 学校 (一種)	養護 教諭 (一種)	
国語	○	○		人文・文化学群：人文学類、比較文化学類、日本語・日本文化学類
社会	○			人文・文化学群：人文学類、比較文化学類 人間学群：教育学類 情報学群：知識情報・図書館学類
地理歴史		○		人文・文化学群：人文学類、比較文化学類 人間学群：教育学類 生命環境学群：地球学類
公民		○		人文・文化学群：人文学類、比較文化学類 社会・国際学群：社会学類 人間学群：教育学類、心理学類 情報学群：知識情報・図書館学類
数学	○	○		理工学群：数学類、物理学類、応用理工学類、工学システム学類、社会工学類 情報学群：情報科学類、情報メディア創成学類、知識情報・図書館学類
理科	○	○		生命環境学群：生物学類、生物資源学類、地球学類 理工学群：物理学類、化学類、応用理工学類、工学システム学類
技術	○			生命環境学群：生物資源学類
農業		○		生命環境学群：生物資源学類
福祉		○		人間学群：障害科学類
情報		○		理工学群：数学類、工学システム学類 情報学群：情報科学類、情報メディア創成学類、知識情報・図書館学類
工業		○		理工学群：工学システム学類
保健体育	○	○		体育専門学群
美術	○	○		芸術専門学群
工芸		○		芸術専門学群
書道		○		芸術専門学群
英語	○	○		人文・文化学群：人文学類、比較文化学類 社会・国際学群：国際総合学類
教科なし			○	医学群：看護学類

※教育職員免許法・同施行規則の改正などにより、今後取得可能な教育組織に変更がある可能性があります。

Ⅲ 本学（学群）の科目を選択するには

免許申請予定の教育委員会で各自の状況（不足単位等）を確認の上、

1. 「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」が不足している場合
『教員免許状等資格取得関係』に掲載されている免許法に対応する本学の授業科目のうち、不足している項目の授業を確認してください。（2019年度の法改正前の科目は開設していません）

2. 「教科に関する専門的事項」が不足している場合

『教員免許状等資格取得関係』に、教科に関する専門的事項に対応する科目が掲載されていますので、不足している区分の科目を確認してください。

また、本手引き2ページの「教員免許状の種類及び教科（中学校一種、高等学校一種、養護教諭一種）」で、希望する教科及び学校種の教員免許状が取得できる学群・学類を確認の上、対応する学群・学類の教科に関する科目をご覧ください。

例：国語の教員免許状を取得希望の場合

→人文学類、比較文化学類、日本語・日本文化学類の教科に関する科目の該当ページを確認してください。

その際、例えば、免許法に規定する「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」などの区分において、人文学類、比較文化学類及び日本語・日本文化学類の科目を組み合わせることは可能です。

【参考】「教科に関する専門的事項」における語句について（アルファベットは欄中の語句を示す）

	語 句	意 味
①	A（Bを含む。）	A、Bの両方の区分から履修する
②	A及びB	A、Bの両方の区分から履修する
③	A、B及びC	A、B、Cのすべての区分から履修する
④	「A、B」	A又はBのどちらかの区分から履修すればよい
⑤	「A（Bを含む。）、C（Dを含む。）」	A、Bの両方又はC、Dの両方の区分から履修すればよい (Aのみ、Bのみ、Cのみ、Dのみ、AとC、AとD、BとC、BとDは認められない)
⑥	「A、B（Cを含む。）」	Aのみ、又はB、Cの両方の区分から履修すればよい (Bのみ、Cのみは認められない)

※ 欄外にある（注）も必ず確認してください。

①から⑤の具体的な解釈例は、次ページから掲載しています。

①の解釈例

免許教科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			高等学校
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1以上	1以上	国語学	◎日本語学概論、(略)
				音声言語及び文章表現	◎日本語音韻論

免許法に規定する科目を満たす最低修得単位数の履修方法例

- 日本語学概論＋日本語音韻論
- × 日本語学概論のみ、日本語音韻論のみ

①＋②の解釈例

免許教科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数		
		高等学校		
工芸	工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	1以上	工芸理論、デザイン理論	クラフト概論、(略)
			美術史	映画史A、(略)
			美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	◎美術史概説A ◎美術史概説B
			デザイン理論	生産材料・技術論

(注) ◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。ただし、「美術史概説A」「美術史概説B」については、いずれか1科目を履修すればよい。

免許法に規定する科目を満たす最低修得単位数の履修方法例

- クラフト概論＋美術史概説A又は、美術史概説B
- × クラフト概論のみ、美術史概説Aのみ、美術史概説Bのみ、生産材料・技術論のみ、美術史概説B＋生産材料・技術論、等、上記○以外の履修方法

②の解釈例

免許教科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数		
		中学校		
社会	日本史及び外国史	1以上	日本史	◎日本の歴史概論、(略)
			外国史	◎欧米の歴史と文化、◎東洋の歴史と文化 (略)

免許法に規定する科目を満たす最低修得単位数の履修方法例

- 日本の歴史概論＋欧米の歴史と文化＋東洋の歴史と文化
- × 日本の歴史概論のみ、欧米の歴史と文化のみ

③の解釈例

免許教科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数		
		高等学校		
福祉	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	1以上	高齢者福祉	◎高齢者福祉論
			児童福祉	◎児童福祉論
			障害者福祉	◎障害者福祉論

免許法に規定する科目を満たす最低修得単位数の履修方法例

- 高齢者福祉論Ⅰ＋児童福祉論Ⅰ＋障害者福祉論Ⅰ

④の解釈例

免許教科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校	高等学校		
数学	「確率論、統計学」	1以上	1以上	「確率論、統計学」	確率論Ⅰ・Ⅱ ◎数理統計学Ⅰ

免許法に規定する科目を満たす最低修得単位数の履修方法例

- 数理統計学Ⅰ、確率論Ⅰ＋数理統計学Ⅰ

⑤の解釈例

免許教科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数		
		高等学校		
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1以上	法律学	◎法学概論
			国際法	◎国際法概論、(略)
			政治学	◎比較政治学、(略)
			国際政治	◎国際学概論Ⅰ、(略)

免許法に規定する科目を満たす最低修得単位数の履修方法例

- 法学概論＋国際法概論、比較政治学＋国際学概論Ⅰ
- × 法学概論のみ、比較政治学のみ、国際法概論のみ、国際学概論Ⅰのみ、
法学概論＋国際学概論Ⅰ、比較政治学＋国際法概論、法学概論＋比較政治学、国際法概論＋国際学概論Ⅰ

3. 「大学が独自に設定する科目」が不足している場合

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」または「教科及び教科の指導法に関する科目」から、それぞれの最低修得単位数を超えて単位を修得して充当するか、『教員免許状等資格取得関係』の「大学が独自に設定する科目」から選択してください。

「大学が独自に設定する科目」(『教員免許状等資格取得関係』より)

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	中学校 4 高等学校 1 2	介護等体験の意義 〔教育学類の専門科目〕 環境教育論、〈略〉、 ※社会認識教育論(社会、公民)、 ※科学教育論(理科)、〈略〉 〔体育専門学群の専門科目〕 ※保健体育教師論(保健体育)、〈略〉 〔知識情報・図書館学類の専門科目〕 学校図書館論、〈略〉	中学校 4 高等学校 1 2	共通使用可 (※印の科目を除く)
		最低修得単位数を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		
		最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」		共通使用不可

※ 印の科目は、()内の教科の免許状を取得する場合にのみ適用する。

〈略〉の内容については、『教員免許状等資格取得関係』で確認してください。

解釈例：

- ① 取得希望教科を問わず「大学が独自に設定する科目」として使用できる科目
 - ・介護等体験の意義、環境教育論、学校図書館論
 - ・最低修得単位数を超えて履修した最低修得単位数を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
- ② 取得希望教科を限定した「大学が独自に設定する科目」として使用できる科目
 - ・社会認識教育論(中学社会、高校公民のみ)、保健体育教師論(中学及び高校の保健体育のみ)
 - ・最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」

※ 2教科以上の教員免許状を取得する場合、最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」は共通使用できません。

例：数学と理科の免許状を取得希望の場合

→ 数学の「教科及び教科の指導法に関する科目」の科目で、最低修得単位数を超えて履修した科目を、理科の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用する → 認められない

なお、最低修得単位数を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」で教科を限定していない科目については、2教科以上の免許状を取得する場合に共通使用が可能です(上記解釈例①にあたる科目)。

4. 「その他の科目」が不足している場合

本学の「その他の科目」は教育職員免許法施行規則第6条の6に定める科目を指します。『教員免許状等資格取得関係』の「その他の科目」から不足単位を確認の上、選択してください。「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」を各2単位、合計8単位となります。

IV 介護等体験に行くためには

※ 本学学群の卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者、本学大学院中退者が対象です。以上にあてはまらない方は、「介護等体験」に行くことはできませんので、ご了承ください。

※ 介護等体験を行う時点で本学の正規生でない方は、学群の科目等履修生としての身分が必要です。

(介護等体験実施期間に本学大学院在学中の方は、大学院生として介護等体験に行くことができますので、科目等履修生としての身分は必要ありません)

これは、介護等体験は授業科目として開設していないため、参加するためには何らかの身分を必要とするためです。

例えば、春学期(4/1～9/30)しか学群の科目等履修生としての履修期間がない方が、秋学期(10/1～3/31)に実施する介護等体験に参加することはできませんので、ご注意ください。

1. 介護等体験って？

小学校及び中学校教諭の普通免許状を授与するための要件として、「介護等体験」が義務付けられました。これは、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」平成10年4月1日施行(介護等体験特例法と一般的には呼ばれています)によるもので、文部科学大臣が定める社会福祉施設や特殊教育諸学校において、介護等の体験を行うことになりました。

つまり、小学校及び中学校の普通免許状を申請する際、必要書類の他、「介護等の体験に関する証明書」を提出しなければなりません(この証明書は紛失しても再交付されませんので大切に保管してください)。

・法律制定の趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期するもの

・介護等の体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助及び交流等の体験7日間(特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間)が望ましい

本学での介護等体験の体験期間は、概ね特別支援学校(附属学校で実施)で2日間、茨城県内の社会福祉施設で5日間です。介護等体験へ参加するための条件や諸手続きについては、別冊「介護等体験実施要項」を受領し確認することになりますが、様々な注意事項がありますので、科目等履修生の出願前に社会連携課教職教育担当(本部棟2階 TEL029-853-2209、2210)にて相談してください。

また、介護等体験の必要の有無は、大学では判断できませんので、適用免許法同様に各都道府県教育委員会の免許担当係へ確認してください。(判断は出身大学への入学年度を基本として行われることがあります)

2. 介護等体験にはいくらかかる？

茨城県内の社会福祉施設(5日間)は、参加費用として8,000円かかります。特別支援学校(附属学校で2日間)の参加費用は不要です。ただし、施設までの交通費等の諸経費については、別途本人負担となります。

3. 事前指導にあたる科目を履修する

介護等体験の事前指導にあたる科目として、科目等履修生の方は平成30年度までに教職に関する科目の「障害児指導法」を修得していない場合は令和元年度より開設する教育の基礎的理解に関する科目の「特別支援教育」を履修する必要があります。(「介護等体験の意義」は、在学中の学群正規生を対象とした科目です) 「障害児指導法」または「特別支援教育」の単位を修得した後でないと、介護等体験に行くことはできません。なお、本学在学時に「障害児指導法」を履修済みの方は、改めて履修する必要はありません。また、本学在学時に「介護等体験の意義」を履修済みの方も、改めて事前指導にあたる科目としての「特別支援教育」を履修する必要はありません。

4. 介護等体験に申し込む

3月中旬に学群・学類対応の各支援室掲示板、Web 掲示板(資格取得)等に介護等体験に関する掲示を行いますので、必ず確認してください(大学院研究科対応の支援室掲示板には掲示しませんので、ご注意ください)。

また、同時期に、各学群・学類対応支援室にて「介護等体験実施要項」を配布しますので、必ず受領の上、よく読んでください。

V 教育実習に行くためには

※ 本学学群の卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者、本学大学院中退者で、学群の科目等履修生にお申し込みをされる方が対象です。以上にあてはまらない方は、「教育実習」に行くことはできませんので、ご了承ください。

1. 教育実習までの概略

実習までの概略は以下のとおりです。なお、詳しい日程については、学群・学類対応の各支援室掲示板、Web 掲示板（資格取得）等及び実習参加申込書等で確認してください（大学院研究科対応の支援室掲示板には掲示しませんので、ご注意ください）。

- ① 教育実習に行く前年度までに、教育実習及び教職実践演習以外の「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および『教科の指導法』を履修する。
- ② 実習前年度の5月に、翌年度の教育実習主要日程を学群・学類対応の各支援室掲示板、Web 掲示板（資格取得）等に掲示するので、必ず確認する。
- ③ 実習前年度の7月に、学群・学類対応の各支援室にて実習参加申込書を配布するので、必ず受領し、内容をよく読む。
- ④ 実習前年度の10月頃に、実習校（本学近隣の協力校及び本学附属学校）配当の予備選考会を実施するので、実習参加申込書を持参の上、選考会に参加する。（母校での教育実習を希望する方は、日程が異なりますので、5月の掲示を確認してください）
その後、参加申込者全員の教育実習参加資格の確認を行い、許可された者のみが教育実習に参加できます。（2月下旬を目途に許可者を発表します）
- ⑤ 教育実習に行く当該年度の科目等履修生（学群）の春学期に申し込み、教育実習（5単位）を履修申請する。（科目等履修生の春学期申請時期は3月初旬です。出願要領は2月初旬から配布します）
- ⑥ 教育実習事前指導に参加する。（3月下旬）
- ⑦ 教育実習に参加する。
- ⑧ 教育実習事後指導に参加する。

注：令和3年度に①～⑥を行うことによって、令和4年度に教育実習に参加することができます。

2. 教育実習にはいくらかかる？

協力校及び本学附属学校の場合は、実習校までの交通費等の諸経費のみとなります。母校での教育実習の場合は、実習先によって、別途教材費や参加費等の費用がかかる場合があります。ただ、教育実習は協力校及び本学附属学校で行うことを原則としているため、母校での実習はあくまでも「特例実習」です。そのため、母校での実習を希望されても、教職科目の成績及び母校の受入条件等により、希望が通らないこともあります。（保健体育については、科目等履修生の母校での実習は認められていません）

VI 教職実践演習を受講するためには

※ 本学学群の卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者、本学大学院中退者で、学群の科目等履修生にお申し込みをされる方、かつ受講に先立って「教育実習」に参加し単位を修得した（できる）方が対象で、以上にあてはまらない方は、「教職実践演習」を受講することはできませんので、ご了承ください。

また、「教育実習」と「教職実践演習」を同年度内に履修する場合、「教育実習」の単位を修得できなかった場合は、その科目の本来の趣旨から「教職実践演習」の単位も修得できなくなりますので、あらかじめご注意ください。

教職実践演習（2単位）は教育実習（5単位）とは異なる授業ですので、教育実習とは別に履修申請が必要になります。また、単位の修得状況によっては、履修の必要がない場合もありますので、申請先の教育委員会に確認をしてください。

なお、日程等については、学群・学類対応の各支援室掲示板、Web 掲示板（資格取得）等で確認してください。（大学院研究科対応の支援室掲示板には掲示しませんので、ご注意ください）

VII 各種資格取得までの流れ（学芸員、社会教育主事、司書、司書教諭）

【学芸員】博物館法における不足単位数を確認する。

【社会教育主事】社会教育法 //

【司書】学校図書館法 //

【司書教諭】学校図書館法 //

→ 出身大学が発行した単位修得証明書と、本手引き10～16ページの「VIII 不足単位数を確認するには」を照らし合わせ、不足区分及び単位数をご確認ください。



本学での履修申請科目を決定する。

→ 『開設授業科目一覧（科目等履修生用）』及び、本手引き10～16ページの「VIII 不足単位数を確認するには」をご覧になり、履修申請する科目を決定してください。



科目を申請する。

出願期間内に必要書類を揃えて科目を申請し、合格通知が届いたら入学手続きを行ってください。



単位修得後、

【学芸員】就職先の博物館に証明書（学芸員資格取得に必要な科目の「単位修得証明書」）を提出する。

【社会教育主事】就職先の教育委員会に証明書（社会教育に関する科目の「単位修得証明書」）を提出する。

【司書】司書資格の証明が求められたら、証明書（図書館に関する科目の「単位修得証明書」）と出身大学で発行された「卒業証明書」を提出する。

【司書教諭】資格取得のためには、「学校図書館司書教諭講習」に書類参加の手続きが必要。手続き方法等は、下記お問い合わせ先にお尋ねください。

→筑波大学科目等履修生出願要領参照

各法における規定単位数を満たした方には、単位修得証明書を発行します。各自で自分が所属する学群・学類対応の支援室に申し込み、就職先の博物館等に提出してください。

お問い合わせ先

学芸員について

筑波大学 人文社会エリア支援室

学群教務担当（1A棟3階）

電話：029-853-4027、4021

社会教育主事及び資格取得全般について

筑波大学 教育推進部社会連携課

教職教育担当（本部棟2階）

電話：029-853-2209、2210

司書、司書教諭について

筑波大学 図書館情報エリア支援室

学群教務担当（7B棟2階）

電話：029-859-1112、1110

VIII 不足単位数を確認するには

【学芸員】

博物館法施行規則（昭和30年文部科学省令第24号）の一部改正により、平成24年度から、学芸員の資格取得のために大学において履修すべき科目及び修得すべき単位数が改められています。

科目等履修生として大学の授業科目を履修し、学芸員資格を取得しようと考えている方は、新課程における科目の履修及び単位の修得が必要となります。

なお、平成23年度までに旧課程の科目（旧科目）で単位修得を行った方については、新課程の科目（新科目）への読み替えができる場合がありますので、出身大学へお問い合わせください。（学芸員資格取得に必要な科目の対応関係の表を参照ください）

出身大学が発行した学芸員資格に関する単位修得証明書（新科目に対応するもの）と下記の表を照らし合わせ、不足単位数及び不足区分を確認してください。なお、「博物館実習」を履修するためには、博物館実習以外の全ての科目を前年度までに修得し、担当教員の面接と事前・事後指導を受けることが条件になりますので、はじめて学芸員資格取得に必要な科目を履修される方は最低でも2年間の履修が必要です。また、博物館実習は、受入れ人数が制限される場合があります。

たんに学芸員資格を取るだけで、「学芸員になる意思はない」といった安易な姿勢での履修は、本学に託されている学芸員の養成という社会的責任や信頼を損なうことにもなりますので十分に注意してください。また、公務員の専門職や各施設における学芸員職の採用人数はきわめて少なく、この点からも、専門的知識・技能の向上はもちろんのこと、目的意識をしっかりともった意欲的な学修が求められます。

本学では、学芸員資格取得に必要な科目として下表のとおり20単位の履修を課しています。

□大学において修得すべき学芸員資格取得に必要な科目（新課程）（平成24年度から）

博物館法施行規則に定める科目		本学における開設授業科目			備 考
科 目	単位数	授業科目（単位数）	単位数	開設学群・学類等	
生涯学習概論	2	生涯学習論（2） 社会教育論（2）	2	人間学群教育学類	1科目を選択履修
博物館概論	2	博物館学Ⅰ（2）	6	博物館に関する科目	「博物館学Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ」のすべてを履修
博物館経営論	2	博物館学Ⅱ（2）			
博物館資料論	2	博物館学Ⅲ（2）			
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論Ⅰ（1） 博物館資料保存論Ⅱ（1）	2	博物館に関する科目	2科目とも履修
博物館展示論	2	博物館展示論Ⅰ（1） 博物館展示論Ⅱ（1）	2	博物館に関する科目	2科目とも履修
博物館教育論	2	博物館教育基礎論（1）及び以下から（1） 現代教育と教育理念（1） 教育の法と制度（1）	2	博物館に関する科目 教職に関する科目	「博物館教育基礎論」を履修するとともに、「現代教育と教育理念」又は「教育の法と制度」から1科目を選択履修
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア基礎論（1）及び以下から（2） 視聴覚教育論（2） 教育工学（2） 学習情報処理論（2）	3	博物館に関する科目 人間学群教育学類	「博物館情報・メディア基礎論」を履修するとともに、「視聴覚教育論」、「教育工学」又は「学習情報処理論」から1科目を選択履修
博物館実習	3	博物館実習（3）	3	博物館に関する科目	学内実習及び館園実習を行う。
合 計	19	合 計	20		

（備考） 上記の科目のほか、志望する博物館の種類（人文系、自然系、芸術系等）に応じ、それぞれ専門分野の知識が必要となるので、できるだけ幅広く関連の科目を履修することが望ましい。

□学芸員資格取得に必要な科目の対応関係

博物館法施行規則の改正に伴い、平成24年4月1日前に修得した、次の表の旧課程の科目（旧科目）の欄に掲げる科目の単位は、新課程の科目（新科目）の欄に掲げる科目の単位とみなされます。

したがって、旧科目の単位の修得により新科目の単位を修得したとみなされる科目を除いて、上の表に掲げる科目の単位を修得することにより、学芸員資格の取得が可能です。

旧科目	単位数	新科目	単位数
生涯学習概論	1	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	1	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館情報論	1	博物館情報・メディア論	2
視聴覚教育メディア論	1		
博物館実習	3	博物館実習	3
博物館学	6	博物館概論	2
		博物館経営論	2
		博物館資料論	2
博物館学 視聴覚教育メディア論	6 1	博物館概論	2
		博物館経営論	2
		博物館資料論	2
		博物館情報・メディア論	2
博物館学各論	4	博物館経営論	2
		博物館資料論	2
博物館学各論 視聴覚教育メディア論	4 1	博物館経営論	2
		博物館資料論	2
		博物館情報・メディア論	2

(※博物館法施行規則の一部を改正する省令（昭和21年文部科学省令第22号）附則第5項）

注) 上表の科目名は、博物館法施行規則に定める科目名です。大学において開設される授業科目名とは異なりますので、出身大学が発行する学芸員資格に関する単位修得証明書（新科目に対応するもの）でご確認願います。

□博物館実習の履修にあたっての注意事項

- 1 博物館法施行規則に基づき、履修年度の4月に事前指導（ガイダンス）を行います。この事前指導（実習の一部）に欠席した者の履修は原則として認めません。実施時期等については、[Web 掲示版](#)に掲示します。
- 2 **科目等履修生**については、「博物館実習」を申請する方を対象に担当教員の面接を実施します。**面接日程等の詳細を記載したペーパーを、出願受付時に配付します**のでご確認願います。
- 3 博物館実習を履修するためには、博物館実習を除く他の科目のすべてを前年度までに修得していなければなりません。
- 4 受講希望者が多い場合は受講制限を行うことがあります。

【 社会教育主事 】

出身大学が発行した社会教育主事資格に関する単位修得証明書と下記の表を照らし合わせ、不足単位数及び不足区分を確認してください。なお、社会教育主事となる資格を得るためには、「大学に2年以上在学して、62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあった者」等が任用資格取得要件の1つとなっています。

なお、令和2年4月1日より、社会教育主事講習規程の一部を改正する省令が施行されました。これに伴い、令和2年度から新養成課程での科目履修となります。本学では、社会教育に関する科目として下表のとおり24単位の履修を課しています。

□大学において修得すべき社会教育に関する科目（新課程：令和2年度～）

社会教育法に定める科目		本学における開設授業科目		最低修得単位数
科目	単位数	授業科目（単位数）	開設学群・学類等	
生涯学習概論	4	生涯学習論(2)，社会教育論(2)	人間学群教育学類	4
生涯学習支援論	4	生涯学習実践分析(2)，生涯学習の理論的検討(2)	人間学群教育学類	4
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ(2)，社会教育経営論Ⅱ(2)	人間学群教育学類	4
社会教育特講	8	現代社会論(2)，ジェンダー社会論(2)	社会・国際学群社会学類	8
		現代社会と社会教育(2)，環境教育論(2)，教育学(2)，教育行財政論(2)，教育法制論(2)，視聴覚教育論(2)，教育制度論(2)，学習情報処理論(2)，教育社会学Ⅰ(2)，学校論(2)，比較教育文化論(2)，国際教育論(2)	人間学群教育学類	
		青年心理学(2)	人間学群心理学類	
		社会・集団・家族心理学(2)，社会福祉原論Ⅰ(2)，社会福祉原論Ⅱ(2)	人間学群障害科学類	
		現代スポーツ論Ⅰ，同Ⅱ(1)，スポーツ社会学(2)，体育・スポーツ経営学(2)，コミュニティ・スポーツの経営・政策論(1)，スポーツ政策学Ⅰ，同Ⅱ(1)，体育・スポーツ行政学(1)，地方自治とスポーツ政策(1)，スポーツ法学(1)，スポーツリスクマネジメント論(1)，体力学(1)，健康増進学(1)，サクセスフルエイジング論(1)	体育専門学群	
		博物館学Ⅰ(2)，博物館学Ⅱ(2)，博物館学Ⅲ(2)	博物館に関する科目	
		現代教育と教育理念(1)，教育史概論(1)，教育社会学概論(1)，教育の法と制度(1)，学校経営概説(1)	教職に関する科目	
社会教育実習	1	博物館実習(3)	博物館に関する科目	1
		社会教育実習(1)	人間学群教育学類	
社会教育演習，社会教育実習，社会教育課題研究のうち一以上の科目	3	生涯学習論演習Ⅰ(1)，生涯学習論演習Ⅱ(1)，社会教育課題研究(2)，教育社会学探究Ⅰ(2)	人間学群教育学類	3
		スポーツ社会学演習Ⅰ(2)，同Ⅱ(1)，同Ⅲ(2)，体育・スポーツ経営学演習Ⅱ(1)，スポーツ政策学演習Ⅰ(2)，同Ⅲ(2)	体育専門学群	
合計	24			24

□ 令和元年度（平成31年度）までの旧課程を「新課程」に読み替える場合

社会教育法に定める科目		本学における開設授業科目		最低修得 単位数	新課程 対応科目
科目	単位数	授業科目(単位数)	開設学群・学類等		
生涯学習概論	4	生涯学習論(2), 社会教育論(2)	人間学群教育学類	4	生涯学習 概論
社会教育計画	4	社会教育計画論Ⅰ(2), 社会教育計画論Ⅱ(2)	人間学群教育学類	4	対応無し
社会教育演習, 社会教育 実習又は社会教育 課題研究のうち一以 上の科目	4	生涯学習論演習Ⅰ(1), 生涯学習論演習Ⅱ(1), 社会教育課題研究(2), 教育調査実習(2), 教育社会学演習Ⅰ(1), 教育社会学演習Ⅱ(1), 教育社会学探究Ⅰ(2), 教育社会学探究Ⅱ(2)	人間学群教育学類	4	社会教育演 習, 社会教育 実習又は社 会教育課題 研究のうち 一以上の科 目
		スポーツ社会学演習Ⅰ(2), 同Ⅱ(1), 同Ⅲ(2), 体育・スポーツ経営学演習Ⅱ(1), スポーツ政策学演習Ⅰ(2), 同Ⅲ(2)	体育専門学群		
		博物館実習(3)	博物館に関する科目		
社会教育特講 社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)		現代社会と社会教育(2), 環境教育論(2)	人間学群教育学類		
		現代社会論(2), ジェンダー社会論(2)	社会・国際学群社会学類		
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事 業・施設)	1 2	生涯学習の理論的検討(2), 教育工学(2), 教育行財政論(2), 教育法制論(2), 視聴覚教育論(2), 教育制度論(2), 学習情報処理論(2)	人間学群教育学類	1 2	社会教育 特講
		博物館学Ⅰ(2), 博物館学Ⅱ(2), 博物館学Ⅲ(2)	博物館に関する科目		
		現代スポーツ論Ⅰ, 同Ⅱ(1), スポーツ社会学(2), 体育・スポーツ経営学(2), コミュニティ・スポーツの経営・政策論(1), スポーツ政策学Ⅰ, 同Ⅱ(1), 体育・スポーツ行政学(1), 地方自治とスポーツ政策(1), スポーツ法学(1), スポーツリスクマネジメント論(1)	体育専門学群		
		生涯学習実践分析(2), 教育社会学Ⅰ(2), 教育社会学Ⅱ(2) 学校論(2), 比較教育文化論(2), 国際教育論(2)	人間学群教育学類		
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)		青年心理学(2)	人間学群心理学類		
		社会福祉原論Ⅰ(2), 社会福祉原論Ⅱ(2)	人間学群障害科学類		
		体力学(1), 健康増進学(1), サクセスフルエイジング論(1)	体育専門学群		
		現代教育と教育理念(1), 教育史概論(1) 教育社会学概論(1), 教育の法と制度(1) 学校経営概説(1), こころの発達(1) 学習の心理(1)	教職に関する科目		
合 計	2 4			2 4	

【 司 書 】

図書館法施行規則（昭和25年文部科学省令第27号）の一部改正により、平成24年度から、司書の資格取得のために大学において履修すべき科目及び修得すべき単位数が改められました。

科目等履修生として大学の授業科目を履修し、司書資格を取得しようと考えている方は、新課程における科目の履修及び単位の修得が必要となります。

なお、平成22年度及び平成23年度において、経過科目（旧科目）で単位修得を行った者については、新課程における科目（新科目）への読み替えができる場合がありますので、出身大学へお問い合わせください。（司書に関する科目の対応関係の表を参照ください。）

出身大学が発行した司書資格に関する単位修得証明書（新科目対応のもの）と下記の表を照らし合わせ、不足単位数及び不足区分を確認してください。司書とは、図書館法に規定されている、図書館に置かれる専門的職員を称しています。ここで言う図書館とは、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり、地方公共団体の設置する公立図書館、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する私立図書館を指します。大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修した者には、司書の資格が付与されます。

本学における図書館に関する科目は下表のとおりです。

□大学において修得すべき図書館に関する科目（新課程）（平成24年度から）

区分	図書館法施行規則に定める科目		本学における開設授業科目			備 考	
	科目	単位数	授業科目	単位数	開設学群・学類等		
甲群 必修11科目・22単位	生涯学習概論	2	生涯学習と図書館	2	知識情報・図書館学類		
	図書館概論	2	図書館概論（2019年度～）	2	情報学群		
			図書館概論（～2018年度）	2			
	図書館制度・経営論	2	パブリックガバナンス（2016年度～）	2	知識情報・図書館学類		
			経営・組織論（～2015年度）	2		2科目を履修	
			図書館情報法制度論（～2015年度）	2			
	図書館情報技術論	2	コンピュータシステムとネットワーク（2019年度～）	2			
			情報基礎（～2018年度）	2			
	図書館サービス概論	2	情報サービス経営論	2			
	情報サービス論	2	情報探索論	2		知識情報・図書館学類	いずれか1科目選択
			情報サービス構成論	2			
	児童サービス論	2	読書と豊かな人間性	2			
	情報サービス演習	2	知識情報演習Ⅱ（2019年度～）	2			
知識情報演習Ⅱ（～2018年度）			2	2科目を履修			
情報基礎実習（～2018年度）			1				
図書館情報資源概論	2	コレクションとアクセス	2				
情報資源組織論	2	知識資源組織化論	2				
情報資源組織演習	2	知識情報演習Ⅰ	2	2科目を履修			
		知識情報演習Ⅲ	2				

乙群 選択2科目・2単位以上	図書館基礎特論	1	図書館論 学術情報基盤論 (2019年度～)	2 2		いずれか 1科目選択
	図書館サービス特論	1	デジタルライブラリ 情報サービスシステム (2019年度～)	2 2		いずれか 1科目選択
	図書館情報資源特論	1	日本図書館学 中国図書館学 (～2017年度) 知識資源の分析 (～2018年度) 知識資源の用語管理 (～2015年度) 知識形成論 (2019年度～) 知識資源の分類と索引 (2021年度～) 学術メディア論 デジタルドキュメント	2 2 2 2 2 2 2 2		いずれか 1科目選択
	図書・図書館史	1	図書館文化史論	2		
	図書館施設論	1	図書館建築論	2		
	図書館実習	1	インターンシップ	2		

□司書に関する科目の対応関係

図書館法施行規則の改正に伴い、平成22年4月1日～平成24年3月31日までに修得した、次の表の経過科目（旧科目）の欄に掲げる科目の単位は、新課程における科目（新科目）の欄に掲げる科目の単位とみなされます。なお、平成22年4月1日前に司書に関する科目の単位を修得している場合は、当該科目が経過科目（旧科目）の単位を修得しているものとみなされず。

したがって、経過科目（旧科目）の単位の修得により新科目の単位を修得したとみなされる科目を除いて、上の表に掲げる科目の単位を修得することにより、司書資格の取得が可能となります。

経過科目（旧科目）	単位数	新科目	単位数
生涯学習概論	1	生涯学習概論	2
図書館概論	2	図書館概論	2
図書館経営論	1	図書館制度・経営論	2
図書館サービス論	2	図書館サービス概論	2
情報サービス概説	2	情報サービス論	2
児童サービス論	1	児童サービス論	2
レファレンスサービス演習	1	情報サービス演習	2
情報検索演習	1		
図書館資料論	2	図書館情報資源概論	2
資料組織概説	2	情報資源組織論	2
資料組織演習	2	情報資源組織演習	2
専門資料論	1	図書館情報資源特論	1

(※図書館法施行規則の一部を改正する省令（昭和21年文部科学省令第21号）附則第8項）

注) 1. 平成22年度又は平成23年度に「専門資料論」の単位を修得（修得したとみなされる場合を含みます。）している者が、平成24年度以降「図書館情報資源特論」の単位を修得した場合は、上表のみなしはできません。

2. 上表のほかにも、平成23年度まで「乙群」の科目として開設されていた科目の単位を修得している場合は、新科目の「乙群」の科目の単位を修得しているものとみなされます。

【司書教諭】

出身大学が発行した司書教諭資格に関する単位修得証明書と下記の表を照らし合わせ、不足単位数及び不足区分を確認してください。司書教諭とは、学校図書館法に規定されている、学校図書館に置かれる専門的職務を掌る教諭を称しています。教育職員免許状を取得し、大学において学校図書館司書教諭講習に相当する科目を履修することによって、司書教諭の資格を得ることが可能となります。

本学では、学校図書館司書教諭講習に相当する科目として下表のとおり10単位の履修を課しています。

□大学において修得すべき司書教諭講習に相当する科目

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目		本学における開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	開設学群・学類等
学校経営と学校図書館	2	学校図書館論	2	知識情報・図書館学類
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	

(備考) 司書教諭の資格を取得するためには、司書教諭講習に相当する科目を全て修得した後に、学校図書館法第5条第3項の規定に基づく「学校図書館司書教諭講習」に、書類参加の手続きが必要です。